- 1、被申請人が申請人A(別紙当事者目録(7))に対し昭和五二年三月二二日付 でなした同月三一日限り浦和市立岸中学校から退学させる処分は本案判決確定に至 るまでその効力を停止する。
- 2、その余の坤請人らの申請をいずれも却下する。
- 3、申請費用中、申請人Aと被申請人との間において生じた分は被申請人の負担と し、その余の申請人らと被申請人との間において生じた分は右申請人らの負担とす る。

理由 0

申請の趣旨

「被申請人が昭和五二年四月一日付でなした申請人らに対する浦和市立岸中学校か らの退学処分の執行は本案判決の確定に至るまでこれを停止する。」 との裁判を求め、右申請が認められないときは、

「被申請人が昭和五二年三月二二日付でなした申請人らを同年三月三一日限り浦和市立岸中学校から退学させる期限付行政処分の執行は本案判決の確定に至るまでこ れを停止する。」

との裁判を求める。

当事者双方の主張

申請人ら主張の申請の理由は、以下二、1ないし4に付加する外、別紙(一) ないし(四)記載のとおりであり、被申請人の答弁および主張は、以下三に付加す る外別紙意見書中申請の理由追加に対する答弁欄および申請の理由に対する答弁欄 ならびに参考欄記載のとおりである。

申請人らの追加主張

- 別紙当事者目録(1)ないし(5)の申請人らは、いずれも、浦和市立岸中学 校(以下本件中学校という)入学時から現在に至るまで同目録記載の各肩書地に居 住しているものであるが、右申請人らの住民基本台帳法に基づく住民票(以下住民 票という)記載の住所は、右申請人らが昭和五一年一二月七日ないし同月九日付で 被申請人宛提出した区域外就学願書(疏乙第二号証)に前住所として記載されを場 所とされていたところ、その後右区域外就学願書提出前の昭和五一年一二月中にそれぞれ前記肩書地に変更した。
- 申請人B(当事者目録(6)の申請人)は、本件中学校入学当時から現在に至 るまで川口市〈地名略〉に居住しているものであるが、右申請人の入学当時の住民 票記載の住所は、当事者目録(6)の記載の肩書地であつたところ、その後前記区 域外就学願書提出前の昭和五一年一二月中に右現実の住所に変更した。
- 申請人C(当事者目録(7)の申請人)は、本件中学校入学当時から昭和五二 年四月八日まで浦和市〈地名略〉に居住していたものであり、住民票記載の住所も 入学当時から右同所であつたが、その後前記区域外就学願書提出前の昭和五一年一 二月九日住民票記載の住所を当事者目録(7)記載の肩書地に変更し、同五二年四 月八日現実の住所も右肩書地に移転した。
- 申請人D(当事者目録(8)の申請人)は、本件中学校入学当時から現在に至 るまで当事者目録(8)記載の肩書地に居住しており、住民票記載の住所も右と同 一の場所であつたが、昭和五一年一二月中に浦和市は職権で右申請人の住民票を消 除したもので、申請人法定代理人が右事実を知つたのは昭和五二年三月である。な お、右申請人については住民票上の住所はどこにも在しない。
- 申請人らの追加主張に対する被申請人の答弁

2の事実は認める。 1,

第三 当裁判所の判断

- 別紙当事者目録(1)の申請人が昭和五〇年四月に、同目録(2)ないし (8) の申請人らが昭和五一年四月にそれぞれ本件中学校に入学し在籍していたこ
- と、被申請人が昭和五二年四月一日をもつて申請人らの学齢簿を抹消したこと、及び前記第二、二、1、2の事実はいずれも当事者間に争いがない。
 二 疎明によれば、被申請人が前記のように申請人らの学齢簿を抹消するに至つた
- までの経緯につき、次の事実が認められる。
- 浦和市内の小中学校においては以前からいわゆる越境入学者が多く、被申請人 は長年にわたつてこれを放置してきたが、昭和五一年一月からその是正措置を採る に至り、同月以降越境入学者と思われる児童生徒の保護者に対し再三にわたり文書 もしくは口頭によつて現実に居住する地の学校に転校するように勧告し、さらに浦 和市の住民登録の担当部局に対して越境入学者と思われる児童生徒の住所の再確認

及び疑義ある場合の実態調査ならびにこれに基ずく住民票の記載に関する是正措置 を依頼した。

2 右のような被申請人もしくは浦和市長の是正措置によつて当事者目録(1)ないし(5)、(7)の申請人らは同年一二月中に同目録記載の各肩書地へ、同目録(6)の申請人は現実の住所たる川口市<地名略>へ、それぞれ住民票上の住所を変更し、一方同目録(8)の申請人は浦和市長によつて職権で住民基本台帳から住民票が消除された。

そして同目録(1)ないし(7)の申請人らは右のように住民票上の住所を変更したことにともない、被申請人の指導に従つて、学校教育法施行令第九条に基づき、就学期間を昭和五一年一二月から同五二年三月末日として本件中学校への区域外就学願書を被申請人宛に提出し、これに対する被申請人の承認を得て右期間中本件中学校に就学し、また同目録(8)の申請人は右願書は提出しなかつたが、同様に右期間中本件中学校に就学していた。

なおこの間同目録(1)ないし(7)の申請人らの学齢簿(学校教育法施行令第一条、第四条、同法施行規則第三〇条により住民票所在地の市町村教育委員会に編製義務がある。)は被申請人において区域外就学承認の旨を付記したうえ管理していたし、同目録(8)の申請人の学齢簿も消除されることなく被申請人において管理していた。

3 同目録(1)ないし(7)の申請人らは昭和五二年三月一〇日付で被申請人に対し、引続き本件中学校卒業時までの間の区域外就学願書を提出したが、被申請人はこれを承認しなかつた。

4 そして、被申請人は昭和五二年三月二二日申請人らの保護者宛「児童・生徒の 転学手続について」と題する文書により、就学先変更又は区域外就学の許可期限が 同年三月末までであるとして至急転校手続をとるよう要請し、引き続き昭和五二年 四月一日、申請人らの学齢簿を抹消した(右抹消の事実は当事者間に争いがな い。)。

三 そこで次に申請人ら主張のような被申請人による行政処分がなされたかどうかについて検討する。

1 申請人らはまず、被申請人は昭和五二年四月一日申請人らの学齢簿を抹消して申請人らに対して退学処分をしたと主張する。

であると解せられる。したがつて、学齢簿から或る児童生徒を抹消することは、必らずしも当該児童生徒をして従来就学していた小中学校に就学すべき身分を失わせ るものではないから、たまたま被申請人浦和市教育委員会の取扱いがこれと異つ て、恰かも一定の小中学校に関する学齢簿に児童生徒が記載されているか否かによ つて当該児童生徒がその小中学校に就学すべきか否かが決定されると解されるよう な取扱いとなつているからといつて、右は便宜的な取扱いと解されるから、 人が昭和五二年四月一日学齢簿から申請人らを抹消したこと自体が本件中学校の生徒たる身分を喪失せしめる処分をしたことにあたると認めることはできない。 しかも、右のように法令の規定と異る便宜的な取扱いが行われていることからいつても、学齢簿は単に小中学校に関する教育行政を適定円滑に遂行する必要上作成と れるものにすぎず、その作成、記載の加除訂正、抹消等は専ら行政庁たる教育委員 会の内部の事務処理として行われるものであつて、これにより直接児童生徒の身分 に変動を生ぜしめる行政処分ではないと解するのが相当である。 4 しからば、申請人らに対してはなんら本件中学校の生徒たる身分を失わせるような行政処分はなされておらず、区域外就学を承認されていた当事者目録(1)な いし(7)の申請人については区域外就学を承認された期間の満了により、また 区域外就学の承認を求めなかつた右目録(8)の申請人については住民票の職権消 除がなされた時点において、当然本件中学校の生徒たる身分を喪失したものと考え るべきか、それとも又、いずれかの時点において申請人らに対し本件中学校の生徒 たる身分を失わせる被申請人の処分がなされたと認めるべきかにつて考えるに、或 る市町村の区域内に住所の存しなくなつた児童生徒であつても区域外就学が承認さ れる場合があるのであるし、期限の付せられた区域外就学が承認されていた場合にその期限が到来しても、再度区域外就学が承認される場合もないとはいえないのであるが、これらの手続には若干の期間を要すると考えられ、その期間中義務教育が 中断されるべきではない点等を考えると、他の市町村に住所を移転した児童生徒の 保護者が右児童生徒を従来就学していた小中学校に引続き就学させる意思のないこ とを明確にしたり、又は当該市町村の教育委員会が区域外就学の申請を不承認と し、又は後日その申請がなされても承認しない意向を明らかにするなどして、右児 童生徒が引続き従来の小中学校に就学することを容認しない意思を明確にするまで は、右児童生徒の従来の小中学校への就学関係は消滅せず、教育委員会が右のような意思を明確にする行為は、たとえ明らかな成法上の根拠はなくとも、右児童生徒をして右小中学校の児童生徒たる身分を失わせる一の行政処分であり、教育委員会 は当然右のような処分を行う権限を有するものと認めるのが相当である。そして、 右のような処分を何と呼ぶべきかについては、一定の小中学校の児童生徒の身分を 失わせる処分であるから、申請人らの用いるように退学処分と呼称するのが相当で あろう。

5 そこで更に本件の場合右のような退学処分がなされたかどうか、果してなされたかにでするに、被申請人においてなされたかについて考えてみるに、被申請人においてなるに、前示のように学齢簿を現実の就学状態にあわせるな便宜的いいでは、前示のように学齢の住所が浦和市が、当事者目のにはいいの日であるのに、当時請人らには、自己のは、当時では、当年では、当年では、1000年に、当年では、1000年に、100

四 申請人Aの申請について

疎明によれば、同申請人は本件中学校入学以来昭和五二年四月八日までその学区内である浦和市<地名略>の、保護者が賃料月額三万円で賃借した六畳、四畳半、ダイニングキツチン、トイレ付のアパートの一室に居住していたこと、同申請人の住民票記載の住所は昭和五一年三月一四日から同年一二月九日まで右同所であつたが、右同日別紙目録(7)記載の肩書地に変更したこと、そして、昭和五二年四月

八日現実の住所を前記肩書地に移転したことが認められる。 右事実によれば、同申請人の昭和五一年一二月九日から同五二年四月七日までの間 の住民票記載の住所は事実と合致せず、従つて、同申請人が右住民票記載の住所に 居住することを前提として被申請人が同申請人に対してなした本件処分は違注とい わざをを得ない(なお、同申請人に対してなされた前記二、2の区域外就学の承 認、及び同二、3の区域外就学申請の不承認についても同様である。)。尤も、前 記のとおり、同申請人はその後昭和五二年四月八日本件中学校の学区外である肩書 地に住所を移転しているが、右住所の移動を原因として区域外就学の申請をし被申請人からその承認を得る余地が残されている以上右転居により直ちに本件中学校の 生徒である身分を失つたものとはいえないから、右転居により本件処分の取消を求 める利益が失われたものとすることはできない。結局、同申請人については行政事 件訴訟法第二五条第三項に所謂本案について理由がないと見えるときに当らないと いうべきである。

また、疎明によれば、同申請人は本件処分により事案の性質上金銭をもつて償いえ ない回復困難な損害を生じ、右損害を避けるため緊急を要することが一応認められ

五 申請人Aを除くその余の申請人らの申請について右申請人らの主張する本件処 分の違法事由について順次判断する(本項中では申請人らというときはAを除くそ の余の申請人らを指す。)

申請人Dは、被申請人は右申請人の現実の住所の認定を誤り違法に同申請人の

学齢簿を抹消したと主張する。 疎明によれば、申請人口については、住民票記載の住所は入学時から昭和五一年一 二月八日まで浦和市く地名略>E方であつたが、同年九日浦和市長によつて職権で住民票の消除がなされ以後現在に至るまで住民票上の住所は存しないが、生活の本 拠としての現実の住所は本件中学校入学時から昭和五一年八月頃まで川口市く地名 略>であり、その後は同市<地名略>であると認められ、右事実によれば、浦和市 長のなした右住民票の消除は適法であり、従つてこれに基づいてなされた同申請人

に対する被申請人の本件処分も後記のとおり違法とはいい得ない。 2 次に、申請人らは本件処分は何ら法律上の根拠がなく、また申請人らの具体的 就学先が明らかにされていないにもかかわらずなされたものであるから違法である と主張する。

しかし、前記三4に示したとおり、教育委員会は特に退学処分を行うことができる 旨の成法上の根拠がなくても退学処分を行うことができるものと解すべきであるか ら、申請人らの住民票上の住所が本件中学校の学区内になく、且つ区域外就学の承 認もない以上、被申請人のなした本件処分は違法とはいえない。

さらに、申請人らは、本件処分は申請人らの学習権、期待権を侵害し、権限の 濫用にあたり違法であると主張する。

成程、申請人らは転校に伴つて申請人らの主張するような様々な不利益を受けるで あろうことは想像するに難くないが、前記二、2において認定した経過により、D を除くその余の申請人らは昭和五二年三月末日までの期間を限つて区域外就学の承 認を得ていたのであるし、疎明によれば、申請人Dも被申請人から右期間中再三の 転校の勧告を受けてきたのであつて、いずれにしても申請人らの保護者は、右期間 経過後の同年四月以降は本件中学校の生徒たる身分を失わざるを得ない立場にある ことを認識しえたはずであるから、申請人らが転校に伴つて通常生ずるであろう不利益を蒙ることを以て本件処分を権限の濫用と断ずるを得ない。 また、疎明によれば、申請人らは現時点においてはいわゆる越境入学者のうち一部

の者のみが申請人らと同じく転校を余儀なくされたとして、本件処分に対し不公平 感を抱いていることが窺われるが、疎明によれば、右のような事態は被申請人の人 的物的制約に基因するものとして容認し得る範囲に属し、被申請人が申請人らのみ を恣意的に選択して本件処分を行つた事情は認められないので、右のような事態が 生じたとしても、直ちに本件処分を権限の濫用あるいは裁量権を逸脱したものとは いえない。

換言すれば、いわゆる越境入学が長らく放置されてきたこと、これに対する是正措置が採られはじめたのも昭和五一年にはいつてからであること、是正措置を免れた 者の存在すること、転校による環境の変化その他転校による不利益の軽視できない こと等の事情を考慮すると、被申請人が新三年生をも含む申請人らに対し今回本件 処分を行つたことの是非については、これを妥当でないとする議論もあるであろ う。しかし、もともと越境入学は住民基本台帳法に違反する虚偽の屈出に基く違法 の行為であるから、その是正のために被申請人のとつた処置は、右のような事情が 存する程度では、権限の濫用あるいは裁量権の範囲の逸脱として違法となるものと は到底いえず、要するに、被申請人が採つた処分の時期、相手方の範囲等の点は専 ら行政庁たる被申請人の裁量権の範囲に属する事柄であつて、裁判所の容喙する限 りではない。

また、右に示したように被申請人の処分が正当な権限に基いてなされたものであ り、権限の濫用又は裁量権の範囲の逸脱とも認められない限りは、学習権、期待権の侵害であつて違法であるとの申請人らの主張も採用できないこと多言を要しな

以上の次第であるから、申請人Aを除くその余の申請人らの本件申請は行政事件訴 訟法第二五条第三項にいう本案について理由がないとみえるときに該当し、失当た るを免れない。

六 よつて、申請人Aの申請はこれを認容し、その余の申請人らの申請はいずれも 却下すべきものとし、申請費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第 八九条、第九三条を適用して、主文のとおり決定する。 (裁判官、今村三郎、●原 孟 染川周郎)

別紙(一)執行停止決定申請書記載の申請の理由の要旨

一、別紙当事者目録記載の申請人(1)は昭和五〇年四月に、同申請人(2)ない し(8)は昭和五一年四月にそれぞれ浦和市立岸中学校(以下本件中学校と云う) に入学し、同校に在籍していたところ、被申請人は申請人らが越境生であることを 理由に昭和五二年四月一日申請人らの学齢簿を抹消し転校処分をなした。

申請人らは右処分が申請人らの学習権を侵害するものであり、しかも今回の処 分が越境是正の措置として不平等かつ不適切なものであつて、行政権の乱用にあたり違法であるので貴庁に対し昭和五二年四月一四日同年(行ウ)第五号事件をもつ てその取消の訴を提起した。

三、しかし、申請人らに対する右転校処分をそのまゝ放置するとすれば同人らは次 のような償うことのできない損害を被るに至るので申請人らは右処分の執行停止を 求めるため本申請に及んだ。

(一) 申請人らは、本件中学校に入学以来一・二年を経過し、既に学内における 人間関係が確立され環境にも順応している。具体的には教師との信頼関係・友人関 係・クラブ活動における役割などが最も重要なものであり、これらが転校により全 く覆えされることによる申請人らの不安はたえがたいものがある。

学校行事としての修学旅行・林間学校などについては、申請人らの期待が 特に大きなものであり(その費用なども入学時から継続して積み立てている)、前 述の人間関係の変化等によりその期待が半減することは明らかである。

本件中学校と転校予定校との間では各科目の授業進度に差異があり、 (\equiv) 教科書についても平均三・四科目につき変更を余儀なくされる(たとえば転校先が 川口市立南中学校の場合社会二科目数学・理科の各教科書が異なるうえ、社会科に ついては本件中学校が地理・歴史を学年別に授業しているのに対し、地理・歴史を 平行して二学年にまたがつて授業している)。こうした変更による申請人らの学業 に対する不安も重大な問題である。

中学生は最も感受性の強い年頃であり、その心理の微妙な変化が学校嫌い・非行・不良化の原因となることは広く知られているところであるが、以上のような転校に よる不利益を申請人らが受けることにより同人らが教育不信・学校離れを引き起し 不良化の道をたどる危険が著しい。

四、申請人らは現在も本件中学校に通学しているが、学校側はすでに申請人らの学籍がないとして教室に入れず授業を受けることを拒んでいる。そこで申請人らは、 やむなく会議室で自習をしている状況であり、一刻も早く正常な通学ができるよう にならないと増々その混乱は重大なものとなつてしまう。 別紙(二)昭和五二年四月一九日付準備書面

第一 申請の趣旨の変更

被申請人が昭和五二年四月一日付でなした申請人らに対する浦和市立岸中学校

からの退学処分の執行は本案判決が確定するまでこれを停止する。
二、仮に第一項が認められないとしても、被申請人が昭和五二年三月二三日付けで なした申請人らを同年三月三一日限り浦和市立岸中学校を退学させる期限付行政処 分の執行は本案判決が確定するまでこれを停止する。

第二 申請の理由の追加

-、被申請人は、昭和五二年四月一日申請人らの学齢簿より本件中学校に在籍する

旨の記載を各抹消せしめ同日付退学処分を外部に表示した。 二、仮にそうでないとしても昭和五二年三月二二日付「児童・生徒の転学手続きに ついて」と題する書面をもつて同月三一日限り本件中学校を退学させる旨の期限付 退学処分の通知をなした。

三、右処分の違法事由は次のとおりである。

1、中学校の就学は義務教育である以上いかなる場合にもその機会を奪つたり間断 を生じさせてはならない(学校教育法施行規則第一三条三項により懲戒処分として の退学が禁止されているのもこの理由からである)

しかるに、今回の退学処分はなんらの法律上の根拠がなくしかも申請人らの具体的 就学先が明らかにされていないにもかゝわらず、一方的になされたものであつて違

特に、申請人口の場合には後述のとおり違法に住民票を職権消除したものであり 「住民票の住所」がないのでどこにも学齢簿がなく、就学すべき中学校を指定され る可能性がないにもからおらず退学処分にしたものである。

2、本件退学処分は、申請人らの学習権を侵害するものであつて違法である(本案 訴状第二項(一))

3、本件退学処分は不平等かつ行政権の乱用であり違法な処分である(本案訴状第 二項(二))

4、被申請人は申請人らを本件中学校に入学させ、今回の退学処分により一方的に 本件中学校から除籍することは申請人らの同校を卒業できると云う期待権を奪うも のであつて違法である。

5、申請人口については浦和市<地名略>の住所に住んでいないとして昭和五二年 月九日付で同人になんらの通知もなく被申請人の要請により浦和市が住民票を 職権消除し、それに基づき被申請人が学齢簿の抹消をしたものであるが現に同人が 右住所に住んでいる以上違法な抹消手続と云わねばならない。

従つて、これによる退学処分も違法と云うほかはない。

別紙(三)訴状中準備書面による引用部分

、しかしながら、右転校処分は次のとおり違法かつ不当でありこれに承服するこ とはできない。

(一) 今回の転校処分は原告らの学習権を侵害するものである。 憲法第二六条は国民の教育を受ける権利を保障しており、その内容として子供自身 に基本的人権としての学習権が付与されている。そして、 学校教育が法令に定めら れた教育課程、指導要領等により一定基準でなされているもののその具体化につき 各学校ごとに差異があり、それぞれの学校で入学から卒業まで一貫した教育がなさ れていること、また、学校教育と云う集団教育の場ではその集団の人間関係、生活 環境が教育の重要部分を占めていることなどからして、こうした学習権は子供達が 具体的に就学しているそれぞれの学校との関係で具体的な権利として保障されなけ ればならず、しかも、この権利は子供達の当該学校への入学によつて当然付与され るものである。

一方子供が学校に就学している関係は、いわゆる在学契約(一種の附合契約であり 入学と同時に成立するものと解せられている)に基づく権利関係としてもとらえら れ学習権も当該学校との間の契約上の権利としての側面をも有している。

こうした公法上ないし私法上の権利としての学習権は、当該学校に入学し一度発生 した以上は卒業に至るまで十分尊重されなければならず何人もみだりに変更しては ならないものである。

原告らは、前述の通りそれぞれ本件中学校に入学したことにより、右のような具体 的学習権を取得したものであるが、被告らのなした今回の転校処分はなんらの理由 なく右学習権を侵害するものにほかならない。

被告らのなす今回の転校処分は、次のように不平等でしかも権利乱用に当 り違法な処分である。 即ち

現在小・中学生の越境入学は全国的現象であるが、被告らのように大規模 かつ強制的な是正措置はこれまでにほとんど類をみず、この問題につき他の市町村 との著しく取扱いを異にしており公平を欠いている。しかも、被告らの管轄区域内 ではこれまで多数の越境者を卒業させており、昭和五一年度も小・中学生を合せる と一、七〇〇名の越境生が就学していたが、今回の被告らの転校処分は原告らを含 一部の越境生についてのみ実施され全く行政の不平等と云うほかはない。 2) 被告らの管轄区域では昭和四二年頃までは一定の金員を市に対して支払う

委託生と云う形が公然となされ、その後についてもほとんど越境生を取締ると云うようなことなく黙認されてきたのが実情であり、現に原告らの入学に際しても特別な審査がなされた訳けでもなく形式さえ整えば何人でも入学できる状況であつた。このように、これまで越境入学の問題を放置し自由に入学を許しておきながら十分な事前準備もしないまゝ突如就学途中でその変更を強制しようとするのは権利の乱用である。

別紙(四)昭和五二年四月二五日付準備書面

一、申請人Aの住所について

右申請人の親権者は昭和五一年二月一八日申請人外Fから浦和市<地名略>を借り受け同年三月から入居し申請人を含む家族五人が生活していた(それまで住んでいた家は事務所と兼用であつたため申請人の祖母のみが残つて住んでいた)。右アパートは六畳、四・五畳台所があり家族五人で住むには多少不自由であつたが、申請人の父が事務所と行き来していたので十分生活できた(疎甲第一〇号証は家賃の支払、疎甲第一一号証の一ないし五は電気料の支払、疎甲第一二号証の一ないし六はガス代の支払、疎甲第一三号証の一ないし五は水道料の支払、疎甲第一四号証の一・二は下水道料の支払、疎甲第一五号証の一ないし八は電話料の支払をそれぞれ示す。尚、欠落している月の領収書は紛失してしまつたものであり全て支払はなしている。

また疎甲第一六号証の一ないし三は申請人宛の郵便物が届いていたことを示す)。 ところが、昭和五一年一二月になつて市役所から住所地に住んでいないから住民票 を職権で消除する旨の通知を受けたため親権者らが市役所に行き現に住んでいる旨 述べたところ、既に調査済みであるからとして全く受け付けられないばかりか、住 民票を職権で消除して申請人を転校させると威されたためやむなく申請書肩書地に 住民票を移転したうえ区域外就学願を出した。

住民票を移転したうえ区域外就学願を出した。 その後も昭和五二年四月八日まで右アパートに生活していたが、右申請人が本件中 学の就学を拒まれているため申請書肩書地に家族とともに転居したものである。 従つて、右住民票の移転は強迫によるものであり、右申請人の親権者の真摯な意思 に基づくものでないばかりか、現に住居が右アパートであつた以上無効と云わねば ならない。

申請人が処分された当時も住所は右アパートであつたから越境生ではなく、仮に越境是正のため退学処分をする権限を被申請人がもつているとしても右申請人に関しては違法である。

二、被申請人の区域外就学期間満了の主張について

被申請人は当事者目録(1)ないし(7)の各申請人については、期限付の区域外就学願に基き昭和五二年三月三一日まで本件中学校に就学していたのであり期間満了により当然同校の学籍を失う旨主張されるが、本来区域外就学の場合学校教育法施行令第一条・第四条・同法施行規則第三〇条によると住民票所在地に学齢簿があり同法施行令第九条の手続により区域外の学校に就学すると云う関係になるのに本件の場合審尋の結果によると右申請人らの学齢簿は昭和五二年三月三一日まで被申請人の管理されたまゝになつており、しかも被申請人は学齢簿により在学関係が基礎づけられていると云うのであるから被申請人において右申請人らから区域外就学願を出させているもののその取扱いは住民票が浦和市内にある者と同じと云うことになり、区域外就学者としてではなく区域内の就学者として法的措置をとつている。

従つて、期限付の区域外就学願がなされていても、法的意味ではその期限について だけでなく区域外就学手続自体が無意味と云うほかはない。

意見書

石当事者間の昭和五二年(行ク)第三号行政処分執行停止決定申請事件について、 被申請人はつぎのとおり意見を申し出る。

申請の趣旨の変更に対する答弁

申請人の申請はいずれも棄却するとの裁判を求める。

申請の理由追加に対する答弁

一、第一項は否認する。

昭和五十二年四月一日をもつて申請人らの学齢簿を消除した事実は認めるが、その余の事実については否認する。

二、第二項は否認する。

昭和五十二年三月二十二日付をもつて「児童・生徒の転学手続きについて」の文書 を申請人らに発した事実は認める。当該文書の内容とするところは、申請人らの住 所異動によつてその異動日以降昭和五十二年三月三十一日までの間について、学校 教育法施行令第九条の規定に基づくところの区域外就学の承認期間が終了するの で、その転校に必要な諸手続きの指導を目的とした事務連絡文書である。したがつ て、その余の事実については否認する。(疎乙第一号証及び疎乙第二号証により疎

三、第三項第一号は否認する。

浦和市立岸中学校(以下「本件中学」という。)のような公立の義務教育中学校の 場合、通常退学は認められていない。申請人らは、すでになされた住所異動により 三月末をもつて区域外就学の承認期間が終了したので、申請人保護者は、義務教育 の趣旨からしてすみやかに住所地の教育委員会が指定する学校へ申請人を転校させ なければならないものである。したがつて、「具体的就学先が明らかにされていな いにもからわらず、一方的になされたものであつて違法である。」と申請人は主張 しているが否認する。

なお、申請人Dについては浦和市<地名略>(E方)に居住の事実がないため、住 民基本台帳法施行令第十二条第一項の規定により住民票を消除したものであり、そ の経緯については後述のとおりである。 四、第三項第二号及び第三号は否認する。

本件中学の学区外に住所が異動した場合、学齢簿について所定の整理が行なわれる ことは学校教育法施行令第一条第二項の規定からして当然なことである。申請人の 場合、昭和五十一年十二月九日付をもつて本件中学の学区内にあつた住民票が消除 されたことに伴い、被申請人から申請人保護者に対し、再三にわたり口頭をもつて その後の諸手続きをすみやかにされたい旨指導したが、応じなかつたものである。 したがつて被申請人が昭和五十二年四月一日をもつて申請人の学齢簿を消除したこ とは、手続的にもまた指導上からしても何んら違法な処分でなく、かつ行政権の乱 用でもない。

第三項第四号は否認する。

申請人保護者は、かつて申請人を本件中学へ就学させることを目的として生活の本 拠地は川口市内にあるにもかかわらず当該校の学区内に住民票を設け、本件中学に 通学していたものである。このような行為は、それぞれの地域を単位とした義務教育制度の秩序をみだし、住民基本台帳法の趣旨にも反するので、これを容認するこ とはできない。今回行なつた被申請人の処分は、申請人の住所がすでに本件中学の 学区外へ異動されている事実からして、何んら一方的なものでなく当然な措置であ り違法性はない。

六、第三項第五号は否認する。

本件申請人口の家族構成及びその家族の住所異動状況は、次のとおりである。 家族構成 (届出住民票による。)

世帯主 G

妻 " Н

長 (昭和四十八年三月 岸中卒) 女 " Ι

次 女 J(昭和五十二年三月 岸中卒) "

女 " D

住所異動の状況(疎乙第三号証により疎明する。)

昭和四十五年三月二十一日 川口市<地名略>から、浦和市<地名略>(E方)へ全戸転入

昭和四十五年十二月一日

親権者Gのみ川口市<地名略>へ転出

昭和四十六年四月二十日

親権者G、浦和市<地名略>(E方)へ再転入

昭和四十六年十二月二十七日

親権者G及び長女Iの二人が川口市<地名略>へ再転出

昭和五十一年十二月九日 浦和市における住民票消除(対象・世帯主H・次女J・三女D) 以上の異動経緯に見られるごとく、申請人姉I、Jの場合に於ても本件中学に就学 することを目的として複雑な住所異動を行ない、通学し卒業した事実があつた。な お、申請人親権者Gは本件申請事件に際し住所を浦和市<地名略>としているが、 現在そのような住民票の届出はされていない。次に住民票を消除するまでの経緯を 述べると次のとおりである。

昭和五十一年十一月一日 申請人の居住実態確認のため、現地調査を実施した。(疎乙第四号証により疎明す 昭和五十一年十一月二日 右に同じ。不現住の事実を確認した。 (疎乙第五号証により疎明する。) 昭和五十一年十二月一日 住所是正の催告文書を発送した。(疎乙第六号証により疎明する。) 昭和五十一年十二月九日 浦和市く地名略〉(E方)の住民票を、住民基本台帳法施行令第十二条第一項の規 定により職権消除した。(疎乙第七号証により疎明する。)十二月十日付をもつて 申請人保護者が居住していると思われる川口市く地名略>へ通知書を郵送した。本 通知書は「あて先に尋ねあたりません」の表示がされ返送されてきた。(疎乙第八 受証により疎明する。) 昭和五十一年十二月二十五日 送達不能につき、住民基本台帳法施行令第十二条第四項の規定にもとづき、住民票 を消除した旨の告示をした。(疎乙第九号証により疎明する。) 以上述べたごとく、すでに所要の処置がなされており、また申請人姉Jの場合本年 三月本件中学を卒業し、同校の卒業者名簿の住所は「川口市〈地名略〉」と記載されているにもかかわらず、申請人は浦和市〈地名略〉(E方)に居住していると主 張している事は、全く理解し難い。 このような経緯からして、被申請人が申請人に対し行なつた処分は、何ら違法な措置とは考えていない。(疎乙第十号証により疎明する。)なお、申請人十三人のうち次の三人については、昭和五十二年四月十五日に是正後 の住民基本台帳住所地の教育委員会が指定した中学校へすでに転校手続がなされて いることを付言する。 申請人 K " L M 申請の理由に対する答弁 申請人の申請はいずれも棄却する との裁判を求める。 一、第一項は認める。 第二項は否認する。 就学区域の厳守は義務教育制度の基本である。申請人らの住所はすでに浦和市立岸 中学校(以下「本件中学」という。)の学区外に異動されている。住所異動後本年 三月末日までの期間につき、申請人保護者から被申請人に対し区域外就学願が提出 されたのでこれを承認した。承認期間が終了した場合、申請人保護者はすみやかに住民基本台帳住所地の教育委員会が指定した学校に就学すべきものである。したが つて何ら申請人らの学習権を侵害すべきものでなく、また違法な処分でもない。 三、第三項はいずれも否認する。 (一) について 環境の変化による不安は常につきまといがちではあるが、中学時代の生徒の環境へ の順応は速く、幅広くいろいろなタイプの友人ができるものである。転校によつて 既成の人間関係を寸断されることにより環境への順応の速い年代であるので、この 変化に打ち勝つことは容易であり、地域の生徒との交流を深めることにより円満な 人間関係が早期に形成され、新しい生活ができ得るものである。 五、(二)について 公立中学校における修学旅行・林間学校は、埼玉県教育委員会制定「埼玉県公立 小・中学校が行う校外における行事の実施基準の改訂について」により実施してい 本市より埼玉県内の公立中学校に転校する限り、申請者が転出先当該校において計画する学校行事に参加することにより不利益が生じることは考えられない。なお、人間関係の変化等によりその期待が半減するという申請を否定するものでは ないが、転出先当該校において実施される修学旅行・林間学校に積極的に参加し、 新しい級友と交流することにより、新たな人間関係が開かれてくることは将来に向 つての人間形成を考えた場合教育的意義は大きなものがあり、不利益は生じない。 六、(三)について

中学校における教育課程及び教科等の授業時数は、学校教育法施行規則第五十三

条、第五十四条、第五十四条の二の規定に基づいて編成乃至決定されるものである。さらに、中学校の教育指導計画は公立小中学校管理規則に基づき、学習指導要領の基準及び埼玉県基準教育課程の基準によつて定めるべきものである。したがつて、各中学校の教育課程及び教育指導計画は、多少の特徴をもちつつも、基本的には差異がないし、授業進度等についても大筋においては差異を生じないものである。

また、教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として 教授の用に供せられるもので、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名儀 を有するものである。したがつて、発行者により若干の特徴がみとめられるが、そ の基本的・基礎的な内容・配列等においては大差はなく、生徒の学習に支障をきた し、学力に差異を生ぜしめる恐れはない。

七、第四項について

申請人らの住所は、すでに本件中学の学区外に異動されている。したがつて、申請人らは住民基本台帳住所地の教育委員会に就学(転校手続)を申し出れば、直ちに受理されその日のうちに就学すべき学校が指定されるものである。現在本件中学に就学することのできない申請人が登校しているという不正常な事態は、すべて申請人保護者の一方的な判断によるものである。このような行為は、義務教育制度の秩序を根底から崩すので保護者として厳につつしむべきものであり、また学校教育法に定めるところの就学義務の違反に該当するものと言わざるを得ない。

〔参考〕 浦和市における越境入学の現況と防止対策 浦和市は、歴史的にも文教都市として発展成長をしてきた背景等からして教育的環境にも恵まれていた反面人口急増に伴う教育施設の整備あるいは学区問題・越境対策等多くの困難な課題をかかえ、いずもれ早急な解決をせまられ今日に至つてい

越境問題については、浦和市教育委員会の厳重な防止対策・指導にもかかわらず、近接他市等からの違法な区域外就学児童・生徒(以下「越境児童等」という。)が跡を絶たない状況である。昨年度において浦和市立小・中学校四十七校を通じての越境児童等は、推定一七〇〇人程度と見込まれていた。このうち市域の中心部に位置する浦和市立高砂小学校(以下「高砂小」という。)及び同校の在校生が進学する浦和市立岸中学校(以下「岸中」という。)における越境児童等の状況は、次のとおりであった。

とおりであつた。 学校名 在校児童・生徒数 越境児童等 越境割合 高砂小 一六五八人 約四四〇人 二六・五% 岸中 一〇五五人 約四六〇人 四三・六%

であり、誠に驚くべき状況であつた。両校とも市街地の中心である商業地域を学区としており、統計的にも学区内の人口はここ十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口はここ十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口は二十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口は二十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口は二十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口は二十余年の間減少傾向を示して高砂小の人口は二十余年の間減少傾向というである。中日、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童増に対し、児童が表別に対し、児童が表別に対し、といるとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのというでは、大きのというには、大きのというには、大きのというでは、大きのというには、大きのというである。

- (一) 義務教育では地域社会を十分に理解することが基本であり、それによつて地域を愛し、望ましい人間関係を生じることとなつて、教育の目指す人間性豊かな児童・生徒が育成される。従つて住所と学校の地域が異ることにはこの基本において問題がある。
- (二) 通学区域以外への学校へ通学していることが近隣の児童・生徒との交友関係を疎遠にし、次第に排他的となつたり、又は逆に閉鎖的となつてしまうことが考えられる。
- (三) 通学途上における非行への誘惑の機会が多く、教師や保護者の指導の目が 屈きにくい。問題が生じても、遠距離のため教師による保護者の面接指導が困難で

ある。

- 通学によるエネルギーの消耗が多く、体育的部活動が不十分になつたり、 (四) 家庭学習の時間が不足しがちで心身の調和のとれた発達という点でも一考を要す る。
- 地域ごとのグループによる諸活動や社会体育等においても、地域社会への (五) 意識が低くその活動への参加が消極的となつて少年時代に身につけるべき健全なる 心身の発達が遅滞しがちである。
- 学校施設、特に校舎建設の場合、その規模はその校の将来の児童・生徒数 (六) 及びその推計により決定され、その財源となる国庫補助・起債等も同様児童・生徒 数及びその推計数如何によるものであり、この把握が出来ないと学校建設上大いに 支障となるものである。
- 第一次是正対策(昭和五十年度)
- 、昭和五十一年一月、違法な区域外就学をしていると思われる児童・生徒の保護
- 者全員に対し「実際居住地の学校に転校されたい。」旨の文書勧告を行つた。 二、昭和五十一年二月、新年度小学校及び中学校に入学する児童・生徒の保護者全員に対し「住民票の空寄留等によって希望校に入学することのないように、またこ のような方法により入学し、違反事実が判明した場合は、実際の居住地の学校へ学 期末等をもつて転学していただく方針であることを明確に示した」旨の文書を配付
- した。 第二次是正対策(昭和五十一年度)
- 昭和五十一年九月、市の住民登録担当部に対し、越境と思われる児童・生徒の 住所の再確認及び疑義のある場合の実態調査を依頼した。
- 二、昭和五十一年十一月、違法な区域外就学をしていると思われる児童・生徒の保 護者全員に対し、第二回目の「是正勧告」を文書で行つた。
- 三、昭和五十一年十二月、小学校六年生の区域外就学と思われる児童・生徒の保護 者に対し本年一月二十日までに住所の是正手続をされたい旨の是正勧告を文書で行 つた。
- 四、昭和五十二年一月、残留保護者全員に対し、本年一月二十五日までに住所の是
- 正手続をされたい旨第三回目の是正勧告を文書で行つた。
 五、昭和五十二年二月、新年度小学校及び中学校に入学する児童・生徒の保護者全員に対し、違法な住民登録によって希望校に入学することのないように、また、こ のような行為により入学の事実が判明した場合は、その日の属する学期末をもつて 転校していただく方針である旨明確に示した文書を配付した。
- 六、昭和五十二年三月、残留保護者全員に対し、第四回目の是正勧告を文書で行つ た。
- その他、一部保護者の居所を訪問し、是正方の指導を行つた。
- 以上述べた一連の是正勧告の結果、本年三月十四日までに是正手続を完了したもの は、九五〇人であつた。市教委としては、違法な区域外就学がもたらす社会的影響 にかんがみ、今後とも一層厳量にこれらの行為防止のため関係機関並びに保護者に 対し協力を求めるとともに、かかる事態が生ずる原因と思われる学校差の解消のた め適正な教員配置・施設設備の充実等についてなお一層の努力を続けているところ である。